

校則（生徒心得）

1. 生徒公欠の内規（抜粋）

（1）公欠となるものは、次のものである。

- ① 公傷の場合の診断によるもの。
 - イ. 公傷とはカリキュラム内、顧問管理下の部活動、および登下校中の負傷とする。
 - ロ. 公傷による公欠は、診断に要する1～2日を原則とし、それ以降は欠席とする。
- ② 学校が必要とする医療機関の診断によるもの。
- ③ 対外公式試合参加、及び公式試合の運営にかかわるもの。
 - イ. 公式試合への参加範囲は、出場選手、補欠および顧問が認めたものとする。
- ④ 学校が認めた受験、選考、面接によるもの。
- ⑤ クラスの生徒の保護者が死去した場合の弔問によるもの。
 - イ. 代表2名を公欠とする。
- ⑥ 非常災害、スト等による交通遮断によるもの。
- ⑦ 登下校中の事故等のトラブル、及びそれに伴う警察等による事情聴取によるもの。
- ⑧ その他、特に学校が必要と認めた場合。

（2）公傷の範囲と公欠の日数・人数について

① 公傷について

○カリキュラム（教科活動、学校行事等）内、部活動等及び、登下校中の負傷は、その都度審議して決める。

② 対外公式試合について

○公欠の人数は、出場選手、補欠及び顧問が認めた者とし、生徒指導室にある公欠届に、顧問・教科担当者の押印をしてもらった上で、担任に提出すること。

③ 弔問について

○クラス代表を含む2名を原則とする。

2. 生徒忌引き日数に関する内規

父 母・・・・・・・・・・・・・・・・・・10日以内

祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・・・5日以内

その他近親者（伯叔父母等）まで・・3日以内

その他親族・・・・・・・・・・・・・・・・1日以内

3. 服装・頭髪・身の回りのものについて

- （1）指定業者で制服をつくって着用し、校章をつける。（やむをえず異装するときは異装届を提出のこと）
- （2）上着の下に着用するものは指定のカッターシャツとする。
- （3）冬季には防寒用としてベスト・セーター（指定のもの）、オーバー、ジャンパー、マフラー、手袋を着用してもよい。（指定する期間のみ許可する）
- （4）頭髪は清潔にし、パーマ、染色、脱色、ヘアアイロン等の加工はしない。
- （5）華美なものや高価なものは身につけない。ピアス・イヤリングは禁止とする。
- （6）上履きは所定の履物を使用し、通学には靴を使用する。

4. 通学・登下校について

- （1）欠席、遅刻は必ずその日のうち、できるだけ早く保護者により学校に連絡する。
- （2）予鈴までに登校し、SHR時、8時35分点呼をうける。
- （3）遅刻したときは職員室にて入室許可証を記入し、教科担任に提出する。
- （4）早退するときは生徒手帳に理由を明記し保護者印をもらい、担任に申し出、学年の許可を得る。

- (5) 登校してから下校するまでの間、無断で外出してはいけない。外出の必要があるときは担任に申し出、学年の許可を得る。
- (6) 自転車による通学は生徒指導部の許可を得る。
- (7) 単車及び自動車による登校は禁止とする。(同乗含む)
- (8) 下校時間を遵守する、(一般生徒)

4月1日～9月30日	午後6時
10月1日～3月31日	午後5時30分
考査1週間前	午後5時30分
考査前日・考査中	午後5時
午前中のみの日	午後5時

5. 校内生活について

- (1) 紛失または拾得した物品はただちに生徒指導室に届け出る。
- (2) 公共物を大切にし、万一器物を破損した場合は担任に届け、その指示に従う。
- (3) 校舎、運動場及び器物を無断で使用してはならない。
- (4) 掲示、印刷物の配布及び放送を行うときは生徒指導部の許可を得る。
- (5) 集会やカンパ、署名活動または会員券の売買などは無断ではてはならない。
- (6) 授業に不必要なものは持ってこない。
- (7) 学習活動の能率をあげるため、平素から健康に留意し、もし教育活動中に身体に異常を感じた場合はすぐに教職員に届け出、指示を受けるなど自己の健康管理に十分配慮する。

6. 校外活動について

- (1) 飲酒、喫煙その他法律で禁じられた行為をしてはならない。
- (2) 人権を侵害したり他人の迷惑になるようなことをしてはいけない。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。

7. その他

段階において指導し「学年指導」「生徒指導部指導」そして「懲戒」を含む指導を行う。